

## ⑥ 子育て短期支援事業(短期入所生活援助(ショートステイ)事業/夜間養護等(トワイライトステイ)事業)

### (1) 概要

#### ① サービス・給付内容

《短期入所生活援助(ショートステイ)事業》

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。

《夜間養護等(トワイライトステイ)事業》

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。

#### ② 実施状況

《短期入所生活援助(ショートステイ)事業》672箇所

《夜間養護等(トワイライト)事業》363箇所(H24年度交付決定ベース)

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

### (3) 基盤整備

#### 施設整備補助

児童養護施設等の本体整備に伴い、子育て短期支援事業のための居室を整備する場合に加算として補助を実施。

《国庫補助対象》都道府県等・社会福祉法人・日本赤十字社・公益法人

《国庫補助単価》児童養護施設に専用居室を整備する場合 1人当たり 総事業費ベース約180万円を施設整備費に加算

《費用負担》定額国1/2相当、都道府県等1/2相当(都道府県等が設置する場合)

定額国1/2相当、都道府県等1/4相当、設置者1/4相当(上記以外)

#### (4) 事業開始規制等

都道府県知事への届出。(児童養護施設等が提供することが前提)  
(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託を受けることが必要。

#### (5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料  
特に定められていない。(※各市町村又は各施設において判断・設定。)

#### (6) サービスの質の確保に関する仕組み

##### ① 実施場所

児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施すること。

##### ② その他

夜間養護等(トワイライトステイ)事業について、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。

#### (7) 費用負担

##### ① 各市町村に対する補助

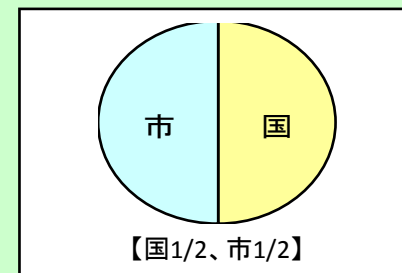
都道府県が造成した安心こども基金に国が積み増し、都道府県が管内市町村に対し国庫補助相当額を交付。  
(ショートステイ)2歳未満児、2歳以上児、緊急一時保護の母親、などのケースに応じて補助単価を設定  
(トワイライトステイ)基本分、宿泊分、休日デイサービス、などの支援の類型に応じて補助単価を設定

##### ② 費用負担

右記の割合で公費負担。(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)

##### ③ 費用額

安心こども基金(約6,842億円(H24年度補正予算までの積み増し額の計))の内数



## (8) 主な検討課題と考え方

### ① 事業の位置づけ


◆本事業については、夜間保育やファミリー・サポートセンター事業等、類似の機能を持つ事業があるところ、新制度の下では、主に宿泊を伴う養育のニーズに対応すべきという考え方があるが、どうか。

### ② 事業運営のあり方

◆優先利用の方法や利用料の設定等の事業運営上の工夫については、実態が一様ではないため、一律に基準等を定めるのではなく、具体的事例など参考となる事項を示し、それを踏まえて各自治体はその実情に応じて実施することが望ましいという考え方があるが、どうか。

## ＜子育て短期支援事業＞

実施主体	運営主体	利用対象者	実施場所	事業従事者	創設年度	実施か所数（24年度）
市町村 （特別区を含む）	事業の実施について、 社会福祉法人、NPO 等に委託可	児童の養育が一時的に 困難となった場合等の 児童又は母子	・児童養護施設 ・母子生活支援施設 ・乳児院 ・保育所 等	児童養護施設、母子生 活支援施設等の児童指 導員、保育士など	H7年度	・ショートステイ事業 672か所 ・トワイライト事業 363か所  <small>（平成24年度交付決定ベース）</small>

事業概要	事業の取組のイメージ
<p>○ 短期入所生活援助(ショートステイ) 事業 保護者の疾病、仕事あるいは社会的事由、育児疲れ等により児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童を短期間（原則7日以内）預かる。</p> <p>【対象事由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の保護者の疾病</li> <li>・ 社会的事由（冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加等）</li> <li>・ 身体上又は精神上の事由（育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等）</li> <li>・ 家庭養育上の事由（出産、看護、事故、災害、失踪等）</li> <li>・ 経済的問題等により、緊急一時的</li> </ul>	

# 子育て短期支援事業実施か所数の推移

## (1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施か所数	364か所	430か所	511か所	546か所	592か所	610か所	614か所	656か所	672か所

平成24年度については交付決定ベース  
母子家庭以外の利用者也利用可能

## (2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施か所数	134か所	210か所	236か所	268か所	311か所	327か所	329か所	361か所	363か所

平成24年度については交付決定ベース  
母子家庭以外の利用者也利用可能

## ⑦ ファミリー・サポート・センター事業

### (1) 概要

#### ① サービス・給付内容

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。(相互援助活動の例:子どもの預かり、送迎など)

平成21年度から、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業(病児・緊急対応強化事業)を行っている。

#### ② 実施状況

《実施箇所数》 基本事業 699箇所 病児・緊急対応強化事業 129箇所 (H24年度交付決定ベース)

※箇所数の推移

	H20	H21	H22	H23	H24
基本事業	570	599	637	669	699
病児・緊急対応強化事業(H21～)	—	47	75	106	129

《利用者数》 依頼会員383,321人／提供会員129,744人／両方会員42,585人 (平成23年度末現在)

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

### (3) 基盤整備

施設整備補助:特になし

### (4) 事業開始規制等

都道府県知事に届け出

((7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託を受けることが必要。主体制限はなし)

## (5) サービス利用の仕組み

### ① サービスの必要性の判断

すべての子育て家庭を対象とした事業。

### ② サービス利用の流れ

依頼又は提供を希望する者が、ファミリー・サポート・センターに対し登録を行い、随時、連絡調整を受けるもの。  
(サービス提供自体は、依頼会員と提供会員との間の請負又は準委任契約として行われる。)

### ③ 利用料

援助活動に対する報酬は、原則として会員相互間で決定。  
報酬の目安についてはファミリー・サポート・センターが会則等で定めることが可能。

## (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### ① 人員配置

アドバイザー(調整等の事務担当者)1名以上を配置。(資格等は特に不要)

## (7) 費用負担

### ① 各市町村に対する補助

都道府県が造成した安心こども基金に国が積み増し、都道府県が管内市町村に対し国庫補助相当額を交付。

(総事業費ベース)1市町村当たり年額313万円相当

(基本事業 会員数:100人相当~999人 支部なし 24時間以上の講習を実施する場合)

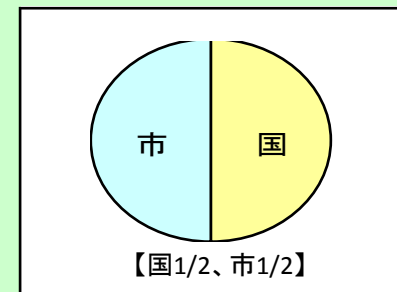
### ② 費用負担

右記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)

### ③ 費用額

安心こども基金(約6,842億円(H24年度補正予算までの積み増し額の計))の内数



## (8) 主な検討課題と考え方

### ① 都市部以外の市町村でも実施しやすいような工夫

※政令市、中核市では概ね実施

※提供会員の確保については、地域子育て支援拠点の持つネットワークの活用、母親クラブやシルバー人材センターとの連携、提供会員の提供可能時間や預かる際のルールの明確化などについて、コーディネート機能の充実などが有効か。

◆提供会員の質の担保については、どのような取組が有効か

○事故等を防げるだけの資質が必要(過去に重篤な事故例あり)であり、研修等が重要との考え方がある一方、提供会員の要件のハードルをさらに上げると、かえって提供会員の確保が難しくなる可能性があるとの考え方もある。

◆人数要件の見直し

○現行では、会員数100人相当以上が補助要件となっているところ、地域の実情に応じて実施することを可能とするため、要件の緩和を求める声がある。(→H26年度予算要求過程で検討)

※「地域の実情に応じて実施することが可能となるよう。子育て支援交付金の人数要件の撤廃など要件緩和を行うこと。(H24.7.20 全国知事会)」



# ファミリー・サポート・センター事業の概要

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業(病児・緊急対応強化事業)を行っている。

なお、本事業については、平成17年度から次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)、平成23年度からは「子育て支援交付金」の対象事業とされていたが、平成24年度補正予算により「安心こども基金」へ移行されている。

## ○相互援助活動の例

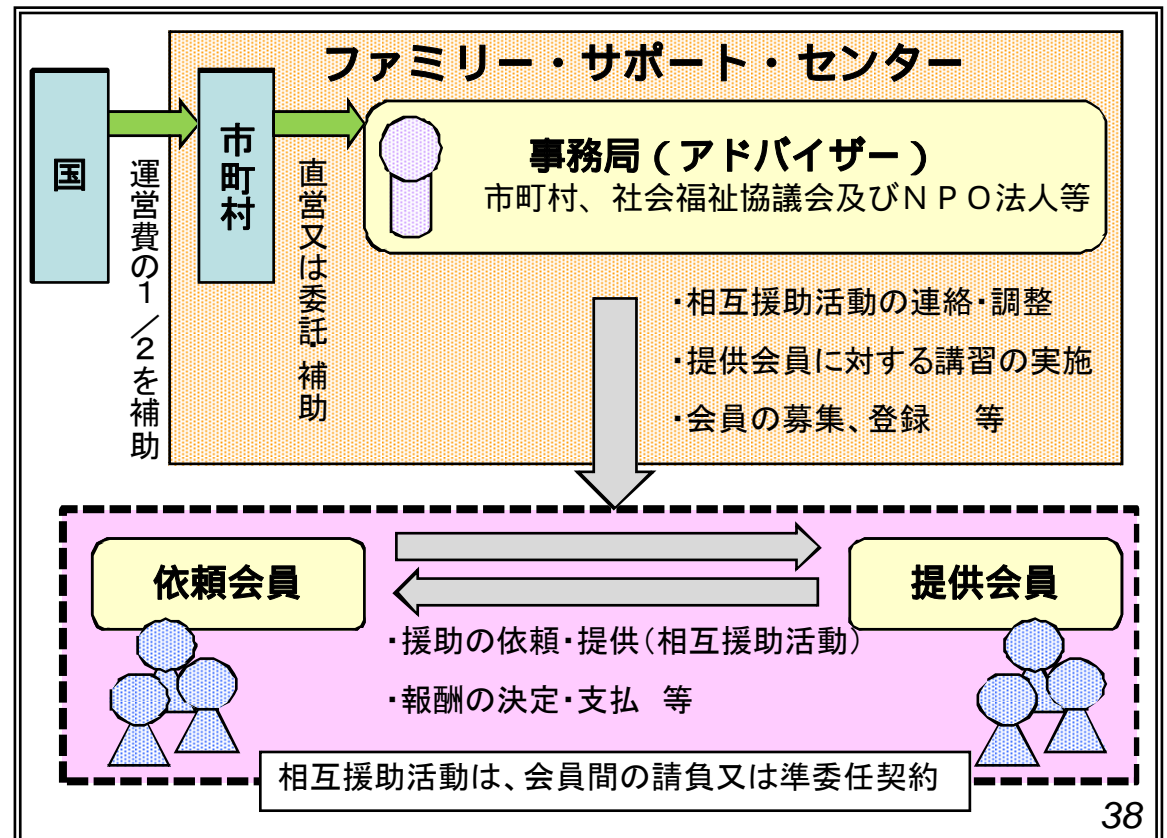
- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応(平成21年度から)

## ○実施箇所数(平成24年度交付決定ベース)

- ・基本事業 699箇所
- ・病児・緊急対応強化事業 129箇所

## ○会員数 ※平成23年度末現在 ( )は平成22年度末現在

- ・依頼会員(援助を受けたい会員) 383,321人(352,683人)
- ・提供会員(援助を行いたい会員) 129,744人(114,818人)
- ・両方会員 42,585人(39,889人)



## ⑧ 一時預かり事業

### (1) 概要

#### ① サービス・給付内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業

#### ② 実施状況

※箇所数の推移(H24は交付決定ベース)

	H20	H21	H22	H23	H24
実施か所数	7,266	6,027	6,366	6,834	7,656

※一時預かり事業には、保育所型(保育所で実施)と地域密着型(地域子育て支援拠点等で実施)がある。また、一時預かり事業に類するものとして、有資格者(保育士)を1名以上配置するとともに、市町村が実施する一定の研修を修了した者を配置する類型(地域密着Ⅱ型)がある。

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

### (3) 基盤整備

#### 施設整備補助

保育所・子育て支援のための拠点施設の施設整備に併せて一時預かり事業のための部屋等を整備する場合には、施設整備補助有り。

#### (4) 事業開始規制等

都道府県知事への届出(主体制限はなし。)

#### (5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料  
特に定められていない。(※各実施主体において判断・設定。)

#### (6) サービスの質の確保に関する仕組み

##### ① 人員配置

事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士を配置すること。(ただし、保育士の数は2名を下ることはできない。)

※一時預かり事業に類するものとして予算事業(地域密着Ⅱ型)を実施する場合には、一時預かり事業に準じ、対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて保育士を1名以上配置するとともに、市町村等が実施する一定の研修を修了した者を配置すること。

##### ② 設備基準

保育所の設備の基準に準じて、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて必要な設備を設置すること。(医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。)

※一時預かり事業に類するものとして予算事業(地域密着Ⅱ型)を実施する場合には、一時預かり事業に準じ、適切な保育環境を整備するよう努めること。

##### ③ 実施要件(預かりの内容)

保育所保育指針に準じて事業を実施すること。

※一時預かり事業に類するものとして予算事業(地域密着Ⅱ型)を実施する場合には、一時預かり事業に準じ、保育所保育指針に定める保育内容を参考とすること。

## (7) 費用負担

### ① 運営主体に対する支払い

各市町村が補助額等を決定。(※都道府県が造成した安心こども基金に国が積み増し、都道府県が管内市町村に対し国庫補助相当額を交付し、市町村が自らの負担分を併せて、それぞれの補助対象事業の実施主体に対する補助を実施。)

(総事業費ベース)1施設当たり年額158万円(保育所型 年間延べ利用児童数500人程度の場合)

※年間延べ利用児童数による定額

・基幹型施設加算 101万円(土曜日、日曜日、祝日等の開所及び1日9時間以上の開所を行う場合に加算)

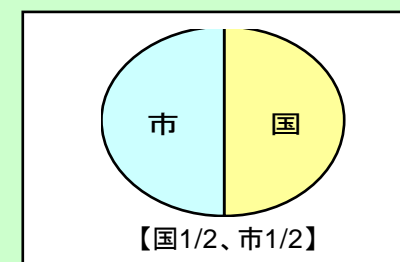
### ② 費用負担

右記の割合で公費負担。(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)

利用料は各施設等で設定。

### ③ 費用額

安心こども基金(約6,842億円(H24年度補正予算までの積み増し額の計))の内数



## (8) 主な検討課題と考え方

### ①量的拡大をどのように進めるか

- ◆住民への周知や広域利用の拡大、事業の要件の弾力化(学校・公共施設・認可外保育施設の空きスペースの活用、利用時間の柔軟な設定など)、質の改善などハード・ソフト面の支援と組み合わせて推進、などについて検討する必要がある。
- 待機児童がいる間は保育の量的拡大を優先すべきという考え方もある。

### ②事業の要件と手続きの取り扱い

- 現状では、保育所と及びそれ以外の場所(地域子育て支援拠点等)の双方での実施が認められている。
- 平成24年度までは子育て支援交付金、H25年度以降(平成24年補正予算で対応)は安心子ども基金により財政支援を行っている。引き続き新制度でも財政支援の対象となる。
- ◆保育所以外での実施(地域密着型、地域密着型)についても増加傾向にあり、さらに取り組みを推進することが必要
  - ◆一時預かりの利用手続きについては様々な形態があり、利用者の利便性の向上と利用者支援の効果的実施のため、実施主体である市町村が各実施施設の利用方法や利用料に関する情報を明らかにしていくことが必要

### ③幼稚園の預かり保育の扱いについて

- 幼稚園の「預かり保育」は、通常の教育時間の前後等に、希望者を対象に行われるもの。各都道府県が私学助成により経費の一部を補助(43頁参照)。
- 法案検討時の議論では、幼稚園に対する財政支援について、施設型給付以外も含めてできるだけ支援法の枠組みで行うべきとの強い指摘があり、預かり保育と類似の機能を有する「一時預かり事業」の中で取扱う方向で議論がなされたが、実態を十分踏まえた検討が必要。
- 幼稚園の預かり保育は保護者の要請に応じて行うものであり、ニーズに応えるための事業として地域住民にメリットあり。確実に実施してもらうためには、どのような実施形態が適当か。
- ◆幼稚園の預かり保育は、幼稚園の標準教育時間と組み合わせて利用されていることもあり、市町村事業である一時預かり事業として実施する場合は、施設型給付と同様、利用者の居住市町村が実施(補助)することが基本か。
  - この場合、域外の複数の市町村の住民が利用している実態もあることから、複数の市町村の連携方策について今後検討。
  - なお、関係市町村間で理解が得られる場合は、施設所在市町村が実施(非居住者の補助も行う)することも考えられるか。

## (参考) 幼稚園の預かり保育について

### ① 内容

幼稚園における「預かり保育」は、通常の教育時間(4時間)の前後や土日・長期休業期間中などに、保護者の要請等に応じて希望者を対象に行われるもの(幼稚園教育の目標等を踏まえ、幼稚園教育要領に基づいて教育課程に係る教育時間の前後に行われる教育活動)。

### ② 実施状況

各都道府県が私学助成により幼稚園に対する補助を実施(国はその一部を都道府県へ補助)。補助要件・補助単価は都道府県により異なる。

《国から都道府県に対する私学助成の補助要件》

開園日の半分以上の日数、1日2時間以上の預かり保育を開設する(通常の預かり保育(平日)の場合) 幼稚園へ補助を行っていること

※預かり時間と担当者数に応じて加算

※対象は通園する園児

《費用負担》

国 : 都道府県が補助した額の1/2以内(上限:年間60万円~223万円)

都道府県 : 都道府県により異なる

利用料 : 各施設で設定

《実施箇所数》

10,223箇所(全幼稚園の81.4%(公立:59.7%、私立:94.2%)) ※平成24年6月現在(平成24年度幼児教育実態調査より)

(うちH24私学助成補助対象:6,237箇所)

### ③ 新制度における取扱い

「包括的・一元的な財政支援の仕組みの構築」といった基本原則と「多様な教育・保育のニーズに応えるための取組みを後退させない」という要請から、福祉的要素を併せ持ち、広く実施されている預かり保育については、子ども・子育て支援事業の一時預かりに位置付ける事とされた。

「子ども・子育て新システムに関する基本制度」(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)(抄)

#### 5 既存の財政措置との関係について

##### (2) 私立施設に対する機関補助(私学助成)について

- 幼児期の学校教育における多様なニーズに対応する取組(特別補助)のうち、福祉的要素を併せ持ち、広く実施されているもの(預かり保育、子育て支援)については、その内容を見直しつつ、新システムの子ども・子育て支援事業(仮称)(一時預かり、地域子育て支援拠点)に位置付ける。

※ 現在の取組が継続できるよう、子ども・子育て支援事業(仮称)の実施要件等について教育の要素を追加するなど必要な見直しを行うとともに、広域利用の調整の在り方について検討する。その上で、万一広域利用の実態などから市町村事業として実施されない場合には、過渡的な措置として、広域的な見地から都道府県が私学助成の対象とする途を残すことを検討する。

## 一時預かり事業の概要

(H24予算額)307億円(子育て支援交付金の内数) → (H24補正予算額)557億円(安心子ども基金の内数)

	保育所型	地域密着型	地域密着型
根拠	児童福祉法(以下、「法」という。)第6条の3第7項(第2種社会福祉事業)	児童福祉法(以下、「法」という。)第6条の3第7項(第2種社会福祉事業)	予算措置(予算上の事業)
実施主体	市町村(特別区を含む。) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)		
対象児童	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児(児童福祉法第6条の3第7項)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児(児童福祉法第6条の3第7項)	法第6条の3第7項を準用
実施要件	<p><b>・設備基準</b> 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下、「設備運営基準」という。)第32条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備(医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。)を設けること。 (児童福祉法施行規則(以下、「規則」という。)第36条の35第1号)</p> <p><b>・人員基準</b> 設備運営基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士を配置すること。 ただし、当該保育士の数は2名を下ることはできないこと。(規則第36条の35第2号)</p> <p><b>・保育内容</b> 設備運営基準第35条の規定(保育所保育指針)に準じ、事業を実施すること。(規則第36条の35第3号)</p>	<p><b>・設備基準</b> 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下、「設備運営基準」という。)第32条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備(医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。)を設けること。 (児童福祉法施行規則(以下、「規則」という。)第36条の35第1号)</p> <p><b>・人員基準</b> 設備運営基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士を配置すること。 ただし、当該保育士の数は2名を下ることはできないこと。(規則第36条の35第2号)</p> <p><b>・保育内容</b> 設備運営基準第35条の規定(保育所保育指針)に準じ、事業を実施すること。(規則第36条の35第3号)</p>	<p><b>・設備基準</b> 規則第36条の35第1号に準じ、<u>適切な保育環境を整備するよう努めること。</u></p> <p><b>・人員基準</b> 規則第36条の35第2号の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う担当者を配置すること。 ただし、当該担当者の数は2名を下ることはできないこと。 <u>担当者は、保育について経験豊富な保育士を1名以上配置するとともに、市町村等が実施する一定の研修を修了した者を配置すること。</u></p> <p><b>・保育内容</b> 規則第36条の35第3号を準用</p>
実施場所	保育所	地域子育て支援拠点や駅周辺等の利便性の高い場所で実施	地域子育て支援拠点や駅周辺等の利便性の高い場所で実施
交付実績 (平成24年度)	7,311か所	169か所	176か所

## ⑨ 延長保育事業

### (1) 概要

#### ① サービス・給付内容

11時間の開所時間を超えて保育を行う事業

#### ② 実施状況

※箇所数の推移

	H19	H20	H21	H22	H23
実施か所数	15,076	15,533	15,901	16,280	16,946

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※設置主体(保育所)及び市町村の判断)

### (3) 基盤整備

施設整備補助 (※通常保育の時間延長部分であるため、独自の施設整備補助の仕組みはない。)

### (4) 事業開始規制等

通常保育の時間延長部分であるため、独自の事業開始規制等はない。  
(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

### (5) サービス利用の仕組み

#### ① サービスの必要性の判断

保育所入所児童で11時間の開所時間を超えて保育を必要とする児童

#### ② サービスの利用の流れ

利用申込みは、市町村又は直接保育所に対して行う。

#### ③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)



## (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### ① 人員配置

延長時間帯に、対象年齢及び人数に応じた保育士を配置すること。(ただし、保育士の数は2名を下ることはできない。)

## (7) 費用負担

### ① 運営主体に対する支払い

(総事業ベース)1施設当たり年額

- ・(基本分)456.9万円
- ・(加算分)133.5万円(1時間延長の場合)

※延長時間に応じた定額補助

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

### ② 費用負担

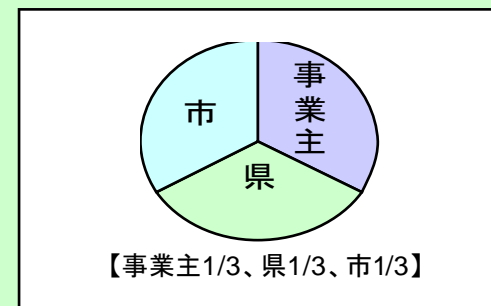
右記の割合で公費負担。(※予算の範囲で補助する経費)

利用料は各施設等で設定。

### ③ 費用額

《公費負担総額》 675.9億円(民間分:H25年度予算)

※公立分については、H17より一般財源化



## (8) 主な検討課題と考え方

○新制度における保育の必要性の認定に基づく給付等の対象となる範囲内での通常利用保育に係る検討を踏まえて、延長保育の対象について検討する必要があるのではないか。

# 延長保育促進事業

## 1. 事業の目的・内容

民間保育所における11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進するため以下の事業を実施

基本分：延長保育を実施するにあたり、保育士配置の充実を図ることにより、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図る事業

加算分：11時間の開所時間の前後において、さらに30分以上の延長保育を実施する事業

公立保育所における延長保育については、一般財源化。

## 2. 予算額等

(24年度予算額) 213.7億円 (25年度予算額) 225.3億円

交付実績：12,062か所(平成24年度) 民間保育所のみ

負担割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3(国1/3、指定都市・中核市2/3)

## 3. 実施主体及び実施要件

実施主体：市町村(特別区も含む。)又は保育所を経営する者

実施要件

基本分：11時間の開所時間内に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及びその他の補助金等の配置する保育士のほか、保育士を1名以上加配

加算分：延長時間帯に、対象児童の年齢及び人数に応じて保育士を配置(保育士2名を下ることは不可)

## ⑩ 病児・病後児保育事業

### (1) 概要

#### ① サービス・給付内容

地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業

#### 事業類型

- 《病児対応型》 病院・保育所等の付設の専用スペース等で、看護師等が地域の病児(10歳未満)を一時的に保育する事業
- 《病後児対応型》 病院・保育所等の付設の専用スペース等で、看護師等が地域の病後児(10歳未満)を一時的に保育する事業
- 《体調不良児対応型》 保育中に児童が体調不良となった場合に保護者が迎えに来るまでの間、保育所において緊急的な対応等を行う事業
- 《非施設型(訪問型)》 看護師等が地域の病児・病後児(10歳未満)を児童の自宅において一時的に保育する事業

#### ② 実施状況

※箇所数の推移(H24は交付決定ベース)

	H20	H21	H22	H23	H24
実施か所数	1,146	1,208	1,319	1,437	1,610

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

### (3) 基盤整備

#### 施設整備補助

【保育所付設の場合】 子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)

【病院付設の場合】 医療提供体制施設整備交付金

### (4) 事業開始規制等

#### 都道府県知事への届け出

(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。主体制限はなし。

### (5) サービス利用の仕組み

#### ① サービスの必要性の判断

《病児対応型》《病後児対応型》《非施設型(訪問型)》 病気により集団保育が困難であり、家庭での保育が困難な児童

《体調不良児対応型》 当該保育所に通所している児童

#### ② サービス利用の流れ

対象児童をかかりつけ医に受診させた後、保護者と協議のうえ、受け入れ、訪問を決定。

医療機関でない施設が病児の受け入れ、訪問を行う場合は、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票(診察した医師が入院不要である旨を署名したもの)により、児童の状態の確認を行うことが必要。

#### ③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村・実施施設において設定。)

## (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### ① 人員配置

《病児対応型》《病後児対応型》 看護師等: 1名以上 (利用児童おおむね10人につき1人)

保育士: 1名以上 (利用児童おおむね3人につき1人)

《体調不良児対応型》 看護師等2名以上

《非施設型(訪問型)》 一定の研修を終了した看護師等、保育士、研修により市町村長が認めた者(家庭的保育者)  
(利用児童1人につき1人)

### ② 実施場所

《病児対応型》《病後児対応型》

病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は専用施設であって、以下の基準を満たすもの

- ① 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。
- ② 調理室を有すること。(ただし、本体施設と兼用可能)
- ③ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所であること。

《体調不良児対応型》

保育所の医務室、余裕スペース等で衛生面に配慮され、対象児童の安静が確保されている場所

《非施設型(訪問型)》

対象児童の自宅

### ③ 医療機関との連携体制

緊急時に児童の受入れを依頼する協力医療機関、日常の医療面での指導・助言を行う指導医をあらかじめ選定

## (7) 費用負担

### ① 運営主体に対する支払い（※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業)）

（総事業ベース）

《病児対応型》 1か所当たり年額 865万円（年間延べ利用児童数400人程度の場合）

※年間延べ利用児童数に応じた定額補助

《病後児対応型》 1か所当たり年額 700万円（年間延べ利用児童数400人程度の場合）

※年間延べ利用児童数に応じた定額補助

《体調不良児対応型》 1か所当たり年額 431万円

《非施設型(訪問型)》 1か所当たり年額 671万円

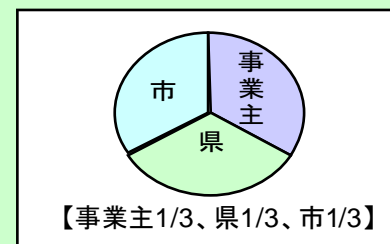
### ② 費用負担

右記の割合で公費負担。（※予算の範囲内で補助する経費）

利用料は各施設等で設定。

### ③ 費用額

《公費負担総額》 約145.2億円（H25年度予算）



## (8) 主な検討課題

### ①量的拡大をどのように進めるか

- 保育所併設型中心に整備すべき、医療機関併設型中心とすべき、病後児保育中心を改めるべき等、さまざまな考え方があある。
- 利用者数が大きく変動するため、安定的な財政支援が必要という指摘もある。

### ②利用手続きについて

- ◆病児・病後児保育の利用手続きについては様々な形態があり、利用者の利便性の向上と利用者支援の効果的実施のため、実施主体である市町村が各実施施設の利用方法や利用料に関する情報を明らかにしていくことが必要

### ③広域利用の取扱い

- ◆広域で事業を実施する場合は、本事業は市町村事業であることから、利用者の居住地市町村(複数)が連携して実施することを基本としつつ、関係市町村間で理解が得られる場合などは施設所在市町村が実施することとしてはどうか(市町村間の公平性を確保するため、実務上の工夫が必要となるケースあり)。

# 病児・病後児保育事業について

( 24年度予算額 ) 4,065百万円 ( 25年度予算額 ) 4,841百万円

	病児対応型・病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型（訪問型）
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 平成23年度から実施
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから（病後児の場合は、病気の回復期であり）、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めたおおむね10歳未満の児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施主体	市町村（特別区を含む）又は市町村が適切と認めた者	市町村（特別区を含む）又は保育所を経営する者	市町村（特別区を含む）又は市町村が適切と認めた者
実施要件	看護師：利用児童おおむね10人につき1名以上配置 保育士：利用児童おおむね3人につき1名以上配置 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 看護師等を常時2名以上配置（預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度）</li> <li>■ 保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所 等</li> </ul>	預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名に対して、1名程度とすること 等
交付実績 (H24年度)	1,102か所 (病児対応型561か所、 病後児対応型541か所)	507か所	1か所
補助率	1 / 3 [ 国 1 / 3 都道府県 1 / 3 市町村 1 / 3 (国 1 / 3 指定都市・中核市 2 / 3 ) ] 53		



# ⑪ 放課後児童クラブ

検討すべき点等については別添資料を参照

## (1) 概要

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る  
(平成9年の児童福祉法改正により法定化〈児童福祉法第6条の3第2項〉)

## (2) 現状(クラブ数及び児童数は平成24年5月現在)

- クラブ数 21,085か所 (参考:全国の小学校約21,166校)
- 登録児童数 851,949人 (全国の小学校1~3年生約328万人の23%程度=約4人に1人)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 7,521人 [利用できなかった児童がいるクラブ数 1,429か所]

・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)  
⇒平成26年度末までに111万人(小学校1~3年生の32%=3人に1人)の受入児童数をめざす

## (3) 費用負担[育成事業費(特別会計)から事業実施市町村への補助]

平成25年度予算 315.8億円

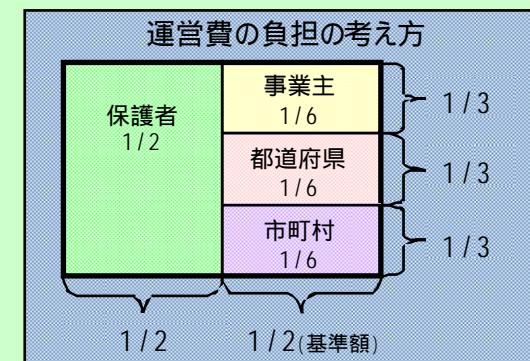
### ○運営費

- ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。
- ・例:児童数が40人の場合、1クラブ当たり基準額:336.0万円(総事業費672.0万円)

### ○整備費

- ・新たに施設を創設する場合(基準額:2,150.4万円)のほか、平成25年度より、改築、大規模修繕及び拡張の整備区分を追加。また、学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)、備品購入のみの場合(基準額:100万円)も助成。

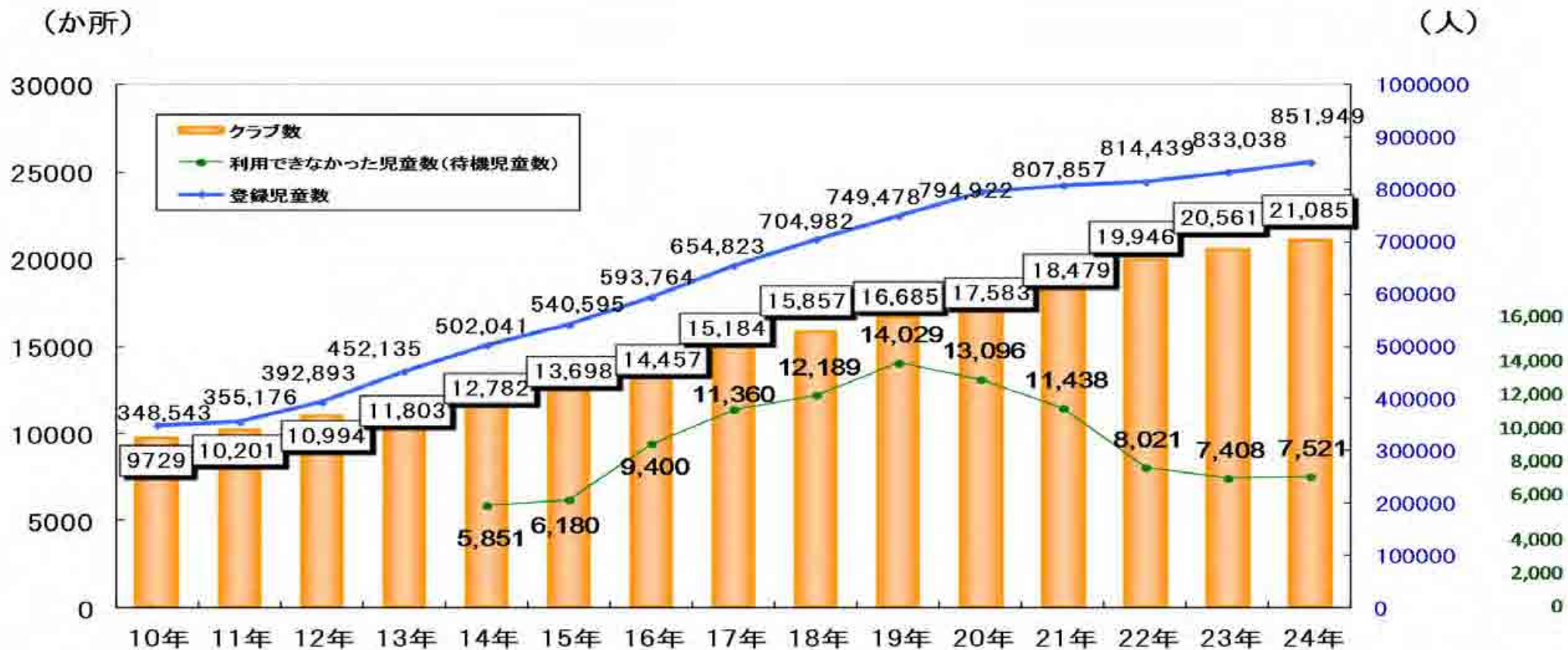
※運営費は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。整備費(創設、改築等)は、国・都道府県・設置者が3分の1ずつ負担。整備費(改修・備品購入)は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。



# 放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

○ 平成24年では、クラブ数は21,085か所、登録児童数は85万1,949人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約2.2倍、児童数は約2.4倍となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は7,521人(最大の19年に比べて約5割)となった。

[参考:クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]



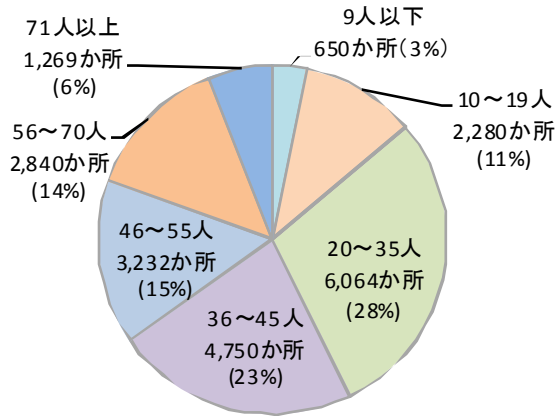
※各年5月1日現在(育成環境課調)

# 放課後児童クラブの現状

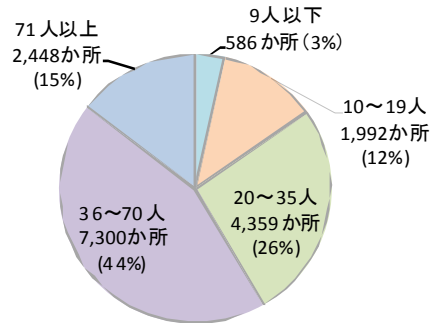
平成24年5月1日現在(育成環境課調)

## ○規模別実施状況

登録児童数の人数規模別で見ると、45人までのクラブが全体の約65%を占める。



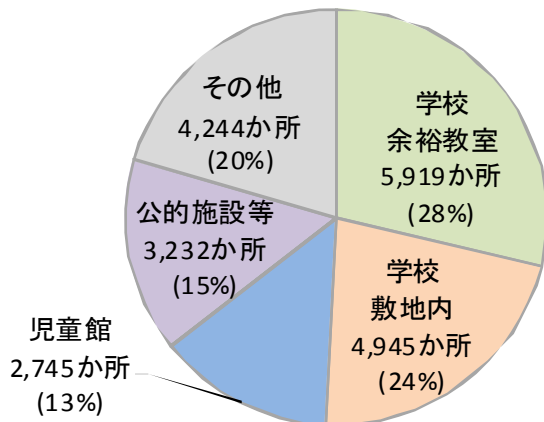
(参考) 19年



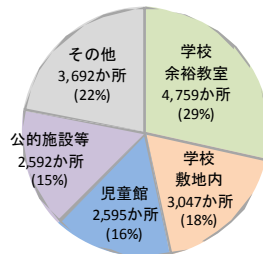
19年調査では、36人~70人の内訳は把握していない

## ○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約24%、児童館が約13%であり、これらで全体の約65%を占める。

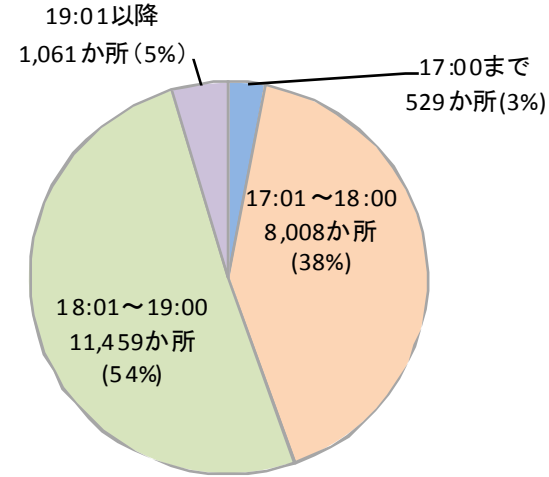


(参考) 19年

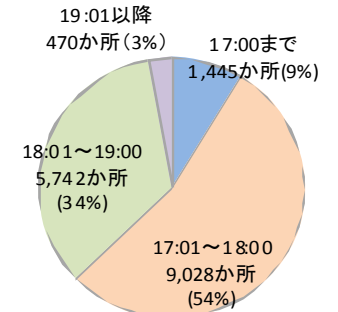


## ○終了時刻の状況(平日)

18:01以降の閉所が全体の約6割を占める。

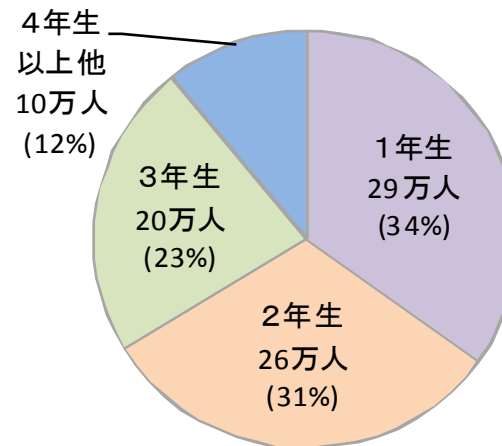


(参考) 19年

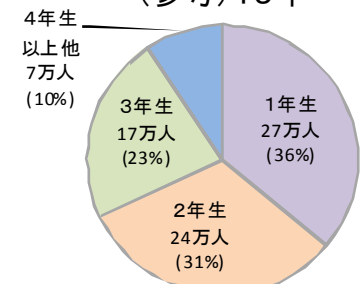


## ○登録児童の学年別の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約9割を占める。



(参考) 19年



# 放課後児童クラブの活動内容(イメージ)

ある放課後児童クラブの1日(平日の例)

13:00~14:00頃

利用児童の来所 (下級生から順次来所)

- 出欠の確認、連絡帳の提出
- 宿題、遊び、休息など、それぞれの日課や体調等に合わせて過ごす

16:00頃

おやつの時間

- 準備、後片付けの実施
- 子どもと一緒に手作りのおやつを作るクラブもあり

- 集団遊び、レクリエーション等

掃除の時間・帰りの支度

18:00頃~

帰宅

来所の様子



宿題・学習の様子



おやつの時間



のびのび過ごす時間



工作の時間



外遊びの様子



帰宅の様子



# 次回以降検討

12. 実費徴収にかかる補足給付を行う事業(子ども子育て支援法第59条第3号)

13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(子ども子育て支援法第59条第4号)

---

幼稚園における子育て支援活動の取り扱い

新制度においては、施設型給付(認定こども園、幼稚園、保育所)の在り方と併せて検討